

令和 8 年第 6 回定例教育委員会

と き 令和 8 年 6 月 2 3 日 (火)

午後 2 時 0 0 分

ところ 小牧市役所本庁舎 6 0 1 会議室

1 開会

2 前回会議録承認

3 教育長報告

4 部長報告

5 議題

議案第 3 6 号 令和 8 年度小牧市教職員研修の方針について

P 1、別冊 1

議案第 3 7 号 教育委員会規則の一部改正について

P 2

議案第 3 8 号 教育委員会規則の制定について

P 10、別冊 2

議案第 3 9 号 教育委員会規則の一部改正について

P 11、別冊 3

6 報告及び連絡事項

(1) 教育総務課

報告第 1 号 北里地区の学校を考える会設置要綱について P 12

報告第 2 号 北里地区の学校を考える会委員について P 14

報告第 3 号 巾下地区の学校を考える会設置要綱について P 15

報告第 4 号 巾下地区の学校を考える会委員について P 17

連絡事項 7・8 月行事予定 P 18

(2) 学校教育課

報告第 5 号 小牧市教員の多忙化解消推進委員会委員について

別冊 4

報告第 6 号 小牧市教育委員会名義使用申請（後援）の許可について
P 22

(3) 図書館

報告第 7 号 行政文書の開示について (資料なし)

(4) 文化・スポーツ課

報告第 8 号 小牧市教育委員会名義使用申請（後援）の許可について P 24

報告第 9 号 小牧市教育委員会名義使用申請（後援）の許可について P 26

※次回定例教育委員会

令和 8 年 7 月 1 3 日（月）

午後 2 時 小牧市役所本庁舎 3 0 1 会議室

※次々回定例教育委員会

令和 8 年 8 月 1 7 日（月）

午後 2 時 小牧市役所本庁舎 3 0 1 会議室

小牧市教育委員会議案第 36 号

令和 8 年度小牧市教職員研修の方針について

令和 8 年度小牧市教職員研修の方針について教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 23 日提出

小牧市教育委員会

教育長 中 川 宣 芳

提出理由

この案を提出するのは、令和 8 年度小牧市教職員研修の方針について定めるため必要があるからである。

令和8年度 小牧市教職員研修方針

1 基本方針

教職員は職責を遂行するために、絶えず研究と修養に務めなければならない。児童生徒を取り巻く環境の変化や直面している教育課題への対応をはじめ、教育関係職員としての自覚を高めるとともに、個々が主体的に専門的技能と資質を高め、学校や市全体で協働・対話・探究しながら学校の教育力向上を目指した研修を行う。

2 本年度の重点

- (1) 学校管理職のマネジメントの下での主体的・日常的な校内研修、OJTの推進。
- (2) 教職経験、職務に応じた研修の実施。
- (3) 児童生徒を取り巻く環境の変化、教育課題、教職員のニーズに応じた研修の実施。
- (4) 愛知県総合教育センター研修講座、関係機関主催の研修講座の積極的活用。
- (5) 研修での学びを学校現場へ普及・還元、研修履歴の管理。

3 研修の観点

- (1) 教職に必要な素養
- (2) 学習指導
- (3) 生徒指導・児童生徒理解
- (4) 特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応
- (5) ICTや情報・教育データの利活用

4 研修の内容

(1) 教職に必要な素養

① 人間性

- ・ 「令和の日本型学校教育」を踏まえた新しい時代における教育、国内外の変化、直面する教育課題に合わせて常に学び続けようとする教職員の育成。

② 他者との連携・協働

- ・ 豊かな人間性や人権意識を持ち、他の教職員や子供達、保護者、地域住民等との円滑なコミュニケーション、他者との協力や関わり、良好な人間関係づくり。

③ 学校安全・危機管理

- ・ 児童生徒や教職員の生命・心身を脅かす事故・災害等に普段から備え、さまざまな場面に対応できる危機管理の知識や視点の習得及び不祥事防止に係るコンプライアンスの徹底。

(2) 学習指導

- ・ 各教科において、「学び合う学び」を土台に据えた「主体的・対話的で深い学び」の実現とともに、探究的な要素をもつ授業づくり。
- ・ 総合的な学習の時間において、児童生徒が自ら問いを立て、その解決に向けた仮説を持ち、調査して得た情報を整理・分析したり、グループや学級で話し合いや意見交換したりしながら学習を進めていく「探究的な活動」を取り入れた授業実践とともに、各教科における探究的な要素をもつ授業との往還。
- ・ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の視点を踏まえた学習者中心の授業づくり。

- ・ 児童生徒の興味・関心を引き出す教材研究、授業計画に基づく授業実践、評価、改善。
- ・ 児童生徒の情報活用能力（情報モラルを含む）を育成する授業実践。

(3) 生徒指導・児童生徒理解

① 生徒指導

- ・ 児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達するための支援。
- ・ 課題の未然防止と早期発見からなる課題予防的生徒指導。
- ・ 「児童の権利に関する条約」や「こども基本法」の基本理念を理解し、児童生徒の基本的人権に十分配慮し、一人一人を大切に生じた生徒指導。
- ・ 児童生徒との信頼関係を築き、それぞれの可能性や活躍の場を引き出す集団づくり（学級経営）。
- ・ 関係機関等と連携しつつ、個に応じた指導と集団指導。
- ・ 生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援。

② キャリア教育

- ・ 家庭・地域と連携しながら、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が自分らしい生き方を実現する力を育成する探究的キャリア教育。

③ 幼児教育

- ・ 人間として心豊かにたくましく生きる力を身につけられる幼児教育理解も含め、児童生徒の心身の発達の過程や特徴の理解を図るための幼保小中の連携。

(4) 特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応

① 特別支援教育

- ・ 特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、組織的に対応するために必要となる知識や学習上・生活上の支援方法。

② 外国人児童生徒教育

- ・ 日本語指導が必要な外国人児童生徒の生活や文化、将来の進路を理解し、適切な対応、必要な支援。

(5) ICTや情報・教育データの利活用

- ・ 児童生徒が情報や情報手段を主体的に選択し活用する力、情報活用能力育成のための支援。
- ・ 情報モラル・情報セキュリティに対する意識を高めつつ、校務等に ICT を効果的に活用できる組織づくり。
- ・ 研修履歴を活用した対話に基づく、主体的な学びのマネジメント。

(6) その他

- ・ 小中の学びの連続性や、幼保・高校も含めた小中の連携及び小中一貫教育。
- ・ 新学習指導要領実施に向けた準備

小牧市教育委員会議案第37号

教育委員会規則の一部改正について

教育委員会規則の一部改正について教育委員会の議決を求める。

令和8年6月23日提出

小牧市教育委員会

教育長 中 川 宣 芳

小牧市教育委員会聴聞等手続規則の一部を改正する規則の制定について

提出理由

この案を提出するのは、小牧市行政手続条例の改正に伴い、必要があるからである。

小牧市教育委員会聴聞等手続規則の一部を改正する規則

小牧市教育委員会聴聞等手続規則（平成6年小牧市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第15条第3項」を「第15条第4項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 条例第15条第4項（条例第22条第3項（条例第25条後段において準用する場合を含む。）及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する規則で定める方法は、行政庁等（条例第2条第3号に規定する行政庁等をいう。以下同じ。）の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と第4項に規定する聴聞公示通知書に掲げる事項（以下「公示事項」という。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 行政庁等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

(2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

3 法第15条第4項及び条例第15条第4項の規定により公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く場合及び行政庁等の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く場合においては、公示事項を表示して行うものとする。

第16条第2項中「第15条第3項」を「第15条第4項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法第31条において準用する法第15条第4項及び条例第29条において準用する条例第15条第4項の規定により公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く場合及び行政庁等の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態

に置く場合においては、次項に規定する弁明の機会付与公示通知書に掲げる事項を表示して行うものとする。

様式第2及び様式第17中「名あて人」を「名宛人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小牧市教育委員会聴聞等手続規則（平成6年11月14日小牧市教育委員会規則第3号）新旧対照表

(改正部分 傍線)

改正後	改正前
(聴聞の通知) 第2条 (略) 2 条例第15条第4項(条例第22条第3項(条例第25条後段において準用する場合を含む。))及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する規則で定める方法は、行政庁等(条例第2条第3号に規定する行政庁等をいう。以下同じ。)の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)と第4項に規定する聴聞公示通知書に掲げる事項(以下「公示事項」という。)の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(行政庁等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 行政庁等の使用に係る電子計算機に備えられた	(聴聞の通知) 第2条 (略) (新設)

ファイルに記録された公示事項を当該公示事項の
閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に
表示するもの

(2) インターネットに接続された自動公衆送信装置
(著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1
項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をい
う。)を使用するもの

3 法第15条第4項及び条例第15条第4項の規定
により公示事項を不特定多数の者が閲覧することが
できる状態に置く場合及び行政庁等の事務所に設置
した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をす
ることができている状態に置く場合においては、公示事
項を表示して行うものとする。

4 教育委員会が法第15条第4項又は条例第15条
第4項の規定による掲示をするときは、聴聞公示通
知書(様式第2)を掲示場(小牧市公告式条例(昭
和30年小牧市条例第3号)第2条第2項第2号に
規定する掲示場をいう。以下同じ。)に掲示して行
うものとする。

(弁明の機会の付与の通知)

第16条 (略)

(新設)

2 教育委員会が法第15条第3項又は条例第15条
第3項の規定による掲示をするときは、聴聞公示通
知書(様式第2)を掲示場(小牧市公告式条例(昭
和30年小牧市条例第3号)第2条第2項第2号に
規定する掲示場をいう。以下同じ。)に掲示して行
うものとする。

(弁明の機会の付与の通知)

第16条 (略)

(新設)

- | | |
|--|--|
| <p>2 法第31条において準用する法第15条第4項及び条令第29条において準用する条令第15条第4項の規定により公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く場合及び行政庁等の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができるときに置く場合において、次項に規定する弁明の機会付与公示通知書に掲げる事項を表示して行うものとする。</p> | <p>2 教育委員会が法第31条において準用する法第15条第3項又は条令第29条において準用する条令第15条第3項の規定による掲示をすることは、弁明の機会付与公示通知書（様式第17）を掲示場に掲示して行うものとする。</p> |
| <p>3 教育委員会が法第31条において準用する法第15条第4項又は条令第29条において準用する条令第15条第4項の規定による掲示をすることは、弁明の機会付与公示通知書（様式第17）を掲示場に掲示して行うものとする。</p> | <p>2 教育委員会が法第31条において準用する法第15条第3項又は条令第29条において準用する条令第15条第3項の規定による掲示をすることは、弁明の機会付与公示通知書（様式第17）を掲示場に掲示して行うものとする。</p> |

附 則

様式第2 (第2条関係)

聴 聞 公 示 通 知 書

行政手続法
小牧市行政手続条
第 15 条 第 3 項
例第15条第3項
の規定により、下記のとおり公示する。
なお、不利益処分の名宛人となるべき者に対しては、聴聞通知書をいつでも交付す
る。

年 月 日

小牧市教育委員会

印

聴 聞 の 件 名

不利益処分の名宛人とな
るべき者の氏名

不利益処分の名宛人とな
るべき者の住所

聴 聞 の 期 日

聴 聞 の 場 所

聴聞に関する事務を
所掌する組織の名称
及 び 所 在 地

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2 (第2条関係)

聴 聞 公 示 通 知 書

行政手続法
小牧市行政手続条
第 15 条 第 3 項
例第15条第3項
の規定により、下記のとおり公示する。
なお、不利益処分の名あて人となるべき者に対しては、聴聞通知書をいつでも交付
する。

年 月 日

小牧市教育委員会

印

聴 聞 の 件 名

不利益処分の名あて人
となるべき者の氏名

不利益処分の名あて人
となるべき者の住所

聴 聞 の 期 日

聴 聞 の 場 所

聴聞に関する事務を
所掌する組織の名称
及 び 所 在 地

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

弁明の機会付与公示通知書

不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しないので、
行政手続法
小牧市行政手続条

第31条において準用する同法第15条第3項
の規定により、下記のとおりに公示する。
例第29条において準用する同法第15条第3項

なお、不利益処分の名宛人となるべき者に対しては、弁明の機会付与通知書をいつ
でも交付する。

年 月 日

小牧市教育委員会



記

不利益処分の名宛人と なるべき者の氏名	
不利益処分の名宛人と なるべき者の住所	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	
聴聞に関する事務を所 掌する組織の名称及び 所在地	
口頭による弁明の 機会付与の有無	
口頭による弁明の 機会付与の場所	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

弁明の機会付与公示通知書

不利益処分の名宛て人となるべき者の所在が判明しないので、
行政手続法
小牧市行政手続条

第31条において準用する同法第15条第3項
の規定により、下記のとおりに公示する。
例第29条において準用する同法第15条第3項

なお、不利益処分の名宛て人となるべき者に対しては、弁明の機会付与通知書をいつ
でも交付する。

年 月 日

小牧市教育委員会



記

不利益処分の名宛て人 となるべき者の氏名	
不利益処分の名宛て人 となるべき者の住所	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	
聴聞に関する事務を所 掌する組織の名称及び 所在地	
口頭による弁明の 機会付与の有無	
口頭による弁明の 機会付与の場所	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

小牧市教育委員会議案第38号

教育委員会規則の制定について

教育委員会規則の制定について教育委員会の議決を求める。

令和8年6月23日提出

小牧市教育委員会

教育長 中 川 宣 芳

小牧山歴史館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について

提出理由

この案を提出するのは、小牧山歴史館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定めるため必要があるからである。

小牧山歴史館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の施行期日を定める規則

小牧山歴史館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和 8 年小牧市条例第 1 7 号）の施行期日は、令和 8 年 8 月 1 日とする。

小牧山歴史館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

小牧山歴史館等の設置及び管理に関する条例（平成30年小牧市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び小牧山城史跡情報館」を「、小牧山城史跡情報館及びこまき歴史発見館」に改める。

第3条の表に次のように加える。

こまき歴史発見館	小牧市小牧三丁目555番地
----------	---------------

第4条中「歴史館等」の次に「（こまき歴史発見館を除く。第17条から第19条までにおいて同じ。）」を加える。

第6条の見出しを「（入館者の義務）」に改め、同条中「常設展示室に入場する」を「歴史館等に入館する」に、「入場者」を「入館者」に、「常設展示室の入場」を「歴史館等の入館」に改め、「並びに」の次に「教育委員会又は」を加える。

第7条の見出しを「（利用の中止命令）」に改め、同条各号列記以外の部分中「指定管理者」を「教育委員会又は指定管理者」に、「入場者」を「入館者」に改め、同条第1号中「入場者」を「入館者」に改め、同条第2号中「指定管理者」を「教育委員会又は指定管理者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 教育委員会は、公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、入館者に対して利用の中止を命ずることができる。

第12条中「、この条例及びこれに基づく教育委員会規則の規定」及び「並びに指定管理者の指示」を削る。

第13条の見出しを「（許可の取消し）」に改め、同条第1項中「利用者が」の次に「第6条又は」を加え、「取り消し、又は利用者に対して利用の中止を命ずる」を「取り消す」に改め、同条第2項を削る。

第14条第3項第1号中「前条第2項」を「第7条第1項第2号又は第2項」に改め、「公共の福祉のため利用の許可の取消し又は」を削る。

第20条第1項第2号中「若しくは利用の中止命令」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(こまき多世代交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正)

2 こまき多世代交流プラザの設置及び管理に関する条例(令和2年小牧市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次の1号を加える。

(7) 小牧山歴史館等の設置及び管理に関する条例(平成30年小牧市条例第32号)第3条に規定するこまき歴史発見館

提出理由

この案を提出するのは、こまき歴史発見館を設置する等のため必要があるからである。

小牧市教育委員会議案第 39 号

教育委員会規則の一部改正について

教育委員会規則の一部改正について教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 23 日提出

小牧市教育委員会

教育長 中 川 宣 芳

小牧山歴史館等の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について

提出理由

この案を提出するのは、小牧山歴史館等の設置及び管理に関する条例の改正に伴い、必要があるからである。

小牧山歴史館等の管理に関する規則の一部を改正する規則

小牧山歴史館等の管理に関する規則（平成30年小牧市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び小牧山城史跡情報館（以下「情報館」という。）」を「、小牧山城史跡情報館（以下「情報館」という。）及びこまき歴史発見館（以下「発見館」という。）」に改める。

第2条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 発見館の開館時間は、午前9時30分から午後5時30分までとする。

第3条中「及び情報館」を「、情報館及び発見館」に改め、同条各号を削り、同条に次の表を加える。

名称	休館日
歴史館及び情報館	(1) 毎月第3木曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日） (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
発見館	(1) 毎月第3火曜日 (2) (1)に規定する日の前日（その日が休日に当たるときは、その翌々日） (3) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

第4条中「歴史館等」を「歴史館及び情報館」に改め、「（様式第1）」を削る。

第5条第1項中「指定管理者」を「教育委員会又は指定管理者（以下「教育委員会等」という。）」に改め、同条第2項中「指定管理者」を「教育委員会等」に改める。

第6条中「指定管理者」を「教育委員会等」に改める。

第7条第1項中「様式第2。」を削り、同条第3項中「様式第3。」を削る。

第8条第1項中「（様式第4）」を削り、同条第2項中「前項の申請」を「同項の申請」に改め、「（様式第5）」を削る。

第 9 条及び第 10 条第 1 項中「指定管理者」を「教育委員会等」に改める。

第 11 条第 1 項中「（様式第 6）」を削る。

第 16 条中「（様式第 7）」を削る。

第 17 条中「必要な事項は、教育委員会が」を「この規則の施行に関し必要な事項及び必要な書類の様式は、別に」に改める。

様式第 1 から様式第 7 までを削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

小牧山歴史館等の管理に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

(改正部分 傍線)

改正後	改正前
(趣旨) 第 1 条 この規則は、小牧山歴史館等の設置及び管理に関する条例（平成 30 年小牧市条例第 32 号。以下「条例」という。）第 21 条の規定に基づき、小牧山歴史館（以下「歴史館」という。）及び小牧山城史跡情報館（以下「情報館」という。）及びこまき歴史発見館（以下「発見館」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。 (開館時間等) 第 2 条 (略) 4 発見館の開館時間は、午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。 5 (略) (休館日) 第 3 条 歴史館、情報館及び発見館（以下「歴史館等」という。）の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育	(趣旨) 第 1 条 この規則は、小牧山歴史館等の設置及び管理に関する条例（平成 30 年小牧市条例第 32 号。以下「条例」という。）第 21 条の規定に基づき、小牧山歴史館（以下「歴史館」という。）及び小牧山城史跡情報館（以下「情報館」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。 (開館時間等) 第 2 条 (略) (新設) 4 (略) (休館日) 第 3 条 歴史館及び情報館（以下「歴史館等」という。）の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育

し、教育委員会が特に必要があるとき、これを變更し、又は臨時に休館することができる。

歴史館等の名称	休館日
歴史館及び情報館	(1) 毎月第3木曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日の翌日） (2) 1月1日から同月3日まで及び1月2月29日から同月31日まで
発見館	(1) 毎月第3火曜日 (2) (1)に規定する日の前日（その日が休日に当たるときは、その翌々日） (3) 1月1日から同月4日まで及び1月2月28日から同月31日まで

（入場券の交付）

第4条 歴史館及び情報館の常設展示室に入場しようとする者

（入場券の交付）

委員会が特に必要があるとき、これを變更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 毎月第3木曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）
- (2) 1月1日から同月3日まで及び1月2月29日から同月31日まで

とする者は、入場料の納付と引換えに入場券の交付を受けるものとする。

(入館の制限)

第5条 教育委員会又は指定管理者（以下「教育委員会等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、歴史館等への入館を拒み、又は立ち退かせることができる。

- (1) 感染性の疾病があると認められる者
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある動物又は物品を携行する者
- (3) 歴史館等の秩序を乱すおそれのある者

2 教育委員会等は、歴史館等の管理上支障があると認めるときは、入館者の数を制限することができる。

(遵守事項)

第6条 教育委員会等は、歴史館等の入館の遵守事項を定め、管理上必要があるときは、その都度適宜に指示することができる。

(利用の許可等)

は、入場料の納付と引換えに入場券（様式第1）の交付を受けるものとする。

(入館の制限)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、歴史館等への入館を拒み、又は立ち退かせることができる。

- (1) 感染性の疾病があると認められる者
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある動物又は物品を携行する者
- (3) 歴史館等の秩序を乱すおそれのある者

2 指定管理者は、歴史館等の管理上支障があると認めるときは、入館者の数を制限することができる。

(遵守事項)

第6条 指定管理者は、歴史館等の入館の遵守事項を定め、管理上必要があるときは、その都度適宜に指示することができる。

(利用の許可等)

第7条 条例第8条第1項の許可を受けようとする者は、小牧山城史跡情報館レクチャールーム利用許可申請書（以下「申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。

2 条例第10条の許可を受けようとする者は、前項の申請に併せてその申請をしなければならない。

3 指定管理者は、第1項の申請による利用の許可をしたときは、当該申請をした者に対し、小牧山城史跡情報館レクチャールーム利用許可書（以下「許可書」という。）を交付するものとする。

（略）

（利用の変更の許可）

第8条 前条第3項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可された事項を変更しようとするとき、又は利用の取消しをしようとするときは、速やかに、小牧山城史跡情報館レクチャールーム利用変更（取消）許可申請書に許可書を添えて指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

第7条 条例第8条第1項の許可を受けようとする者は、小牧山城史跡情報館レクチャールーム利用許可申請書（様式第2。以下「申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。

2 条例第10条の許可を受けようとする者は、前項の申請に併せてその申請をしなければならない。

3 指定管理者は、第1項の申請による利用の許可をしたときは、当該申請をした者に対し、小牧山城史跡情報館レクチャールーム利用許可書（様式第3。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

（略）

（利用の変更の許可）

第8条 前条第3項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可された事項を変更しようとするとき、又は利用の取消しをしようとするときは、速やかに、小牧山城史跡情報館レクチャールーム利用変更（取消）許可申請書（様式第4）に許可書を添えて指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の変更又は取消しの許可をしたときは、同項の申請をした者に対し、小牧山城史跡情報館レクチャールーム利用変更（取消）許可書を交付するものとする。

（管理上の制限）

第9条 歴史館等においては、教育委員会等の許可を受けないで次に掲げる行為をしてはならない。

（略）

（職務上の指示等）

第10条 教育委員会等は、歴史館等の管理上必要があると認めるときは、歴史館等に入館する者に対し歴史館等の利用に関する指示を与えることができる。

（略）

（指定管理者の指定の申請に必要な書類）

第11条 条例第17条第1項の規定による申請は、小牧山歴史館／小牧山城史跡情報館／指定管理者指定申請書により行わなければならない。

（略）

（事業報告書の提出）

い。

2 指定管理者は、前項の変更又は取消しの許可をしたときは、前項の申請をした者に対し、小牧山城史跡情報館レクチャールーム利用変更（取消）許可書（様式第5）を交付するものとする。

（管理上の制限）

第9条 歴史館等においては、指定管理者の許可を受けないで次に掲げる行為をしてはならない。

（略）

（職務上の指示等）

第10条 指定管理者は、歴史館等の管理上必要があると認めるときは、歴史館等に入館する者に対し歴史館等の利用に関する指示を与えることができる。

（略）

（指定管理者の指定の申請に必要な書類）

第11条 条例第17条第1項の規定による申請は、小牧山歴史館／小牧山城史跡情報館／指定管理者指定申請書（様式第6）により行わなければならない。

（略）

（事業報告書の提出）

第16条 指定管理者は、／小牧山歴史館／小牧山城史跡情報館／指定管理者事業報告書を作成し、翌年度の5月31日まで（指定管理者の指定を受けたときは、その取り消された日から起算して2月以内）に教育委員会に提出しなければならない。	第16条 指定管理者は、／小牧山歴史館／小牧山城史跡情報館／指定管理者事業報告書（様式第7）を作成し、翌年度の5月31日まで（指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して2月以内）に教育委員会に提出しなければならない。
（雑則） 第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に關して必要な事項及び必要な書類の様式は、別に教育委員会が定める。	（雑則） 第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。
様式第1から様式第7までを削る。 附 則 この規則は、令和8年8月1日から施行する。	

北里地区の学校を考える会設置要綱

〔 令和 7 年 6 月 2 5 日 〕
〔 7 小教総第 7 1 6 号 〕

（設置）

第 1 条 児童生徒数の減少及び学校施設の老朽化が進む中、北里地区の小牧市立小学校及び小牧市立中学校（以下「小中学校」という。）の再編（以下「学校再編」という。）を進めるに当たり、北里地区の将来を展望した学校のあり方について、幅広い見地から検討するため、北里地区の学校を考える会（以下「考える会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 考える会は、小牧市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が作成した学校再編計画の案その他学校再編に関する事項について、教育委員会の求めに応じ、意見を述べるものとする。

（組織等）

第 3 条 考える会は、委員 22 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 北里地区の小牧市 P T A 連絡協議会関係者

(2) 北里地区の学校運営協議会委員

(3) 北里地区の地域代表者

(4) 北里地区の小中学校教職員

(5) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から学校再編計画策定の完了の日までとする。

4 委員が第 2 項各号（第 5 号を除く。）の職を離れたときは、委員の職を失う。

（会長及び副会長）

第 4 条 考える会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、考える会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 考える会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 考える会は、会議において必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 考える会の庶務は、教育総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、考える会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年6月25日から施行する。
- 2 この要綱は、第3条第3項に規定する委員の任期の満了の日限り、その効力を失う。

北里地区の学校を考える会 委員名簿

任期 令和8年6月22日～学校再編計画策定完了の日

区 分	氏 名	備 考
小中学校教職員	後藤美千子	北里小学校 校長
	岡田 紘司	北里小学校 教頭
	佐野 吾朗	小木小学校 校長
	倉知 憲	小木小学校 教頭
	松浦 恵美	北里中学校 校長
	藤村 ゆうき	北里中学校 教頭
小牧市PTA 連絡協議会	酒見 友樹	北里小学校 PTA 会長
	山本 良子	北里小学校 PTA 家庭教育委員
	成澤 雄貴	小木小学校 PTA 会長
	片山 麻衣子	小木小学校 PTA 家庭教育委員
	浦田 尚弘	北里中学校 PTA 会長
	東 知実	北里中学校 PTA 家庭教育委員
小牧市区長会	山田 邦弘	北里地区区長会〔藤島〕
	堀尾 正典	北里地区区長会〔御屋敷〕
	鳥井 義彦	北里地区区長会〔小木上〕
	前田 伸博	北里地区区長会〔藤島団地〕
学校運営協議会	舟橋 幸正	北里小学校運営協議会委員
	長谷川留美子	北里小学校運営協議会委員
	林 いずみ	小木小学校運営協議会委員
	鈴木 貴夫	小木小学校運営協議会委員
	光部 明美	北里中学校運営協議会委員
	江崎 紫乃	北里中学校運営協議会委員

巾下地区の学校を考える会設置要綱

〔 令和 8 年 4 月 9 日
8 小教総 第 7 8 号 〕

(設置)

第 1 条 児童生徒数の減少及び学校施設の老朽化が進む中、巾下地区の小牧市立小学校及び小牧市立中学校（以下「小中学校」という。）の再編（以下「学校再編」という。）を進めるに当たり、巾下地区の将来を展望した学校のあり方について、幅広い見地から検討するため、巾下地区の学校を考える会（以下「考える会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 考える会は、小牧市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が作成した学校再編計画の案その他学校再編に関する事項について、教育委員会の求めに応じ、意見を述べるものとする。

(組織等)

第 3 条 考える会は、委員 22 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 巾下地区の小牧市 P T A 連絡協議会関係者

(2) 巾下地区の学校運営協議会委員

(3) 巾下地区の地域代表者

(4) 巾下地区の小中学校教職員

(5) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から学校再編の計画策定の完了の日までとする。

4 委員が第 2 項各号（第 5 号を除く。）の職を離れたときは、委員の職を失う。

(会長及び副会長)

第 4 条 考える会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、考える会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 考える会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 考える会は、会議において必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 考える会の庶務は、教育総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、考える会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月9日から施行する。
- 2 この要綱は、第3条第3項に規定する委員の任期の満了の日限り、その効力を失う。

巾下地区の学校を考える会 委員名簿

任期 令和8年6月22日～学校再編計画策定完了の日

区 分	氏 名	備 考
小中学校教職員	長谷川 真	村中小学校 校長
	土屋 永子	村中小学校 教頭
	竹巻 伸二	三ツ渚小学校 校長
	清家 武博	三ツ渚小学校 教頭
	水野 一哉	小牧西中学校 校長
	布施江利子	小牧西中学校 教頭
小牧市 P T A 連絡協議会	有馬 幸作	村中小学校 PTA 会長
	平子 景子	村中小学校 PTA 家庭教育委員
	福田 淳	三ツ渚小学校 PTA 会長
	熊澤 朋子	三ツ渚小学校 PTA 家庭教育委員
	平出 高浩	小牧西中学校 PTA 会長
	岩本千亜紀	小牧西中学校 PTA 家庭教育委員
小牧市区長会	船橋 淳之助	巾下地区区長会 [三ツ渚]
	志村 寿章	巾下地区区長会 [舟津]
	佐橋 倫明	巾下地区区長会 [村中]
	船橋 充	巾下地区区長会 [河内屋]
学校運営協議会	吉田 孝一	村中小学校運営協議会委員
	倉地 浩司	村中小学校運営協議会委員
	船橋 史江	三ツ渚小学校運営協議会委員
	清水 豊	三ツ渚小学校運営協議会委員
	丹羽 俊文	小牧西中学校運営協議会委員
	南 豊信	小牧西中学校運営協議会委員

教育委員会 行事予定表

日	曜日	会議名等	時間	場所
7/1	水	尾張部都市教育長会議	14 : 00	知多市勤労文化会館
7/2	木	学校訪問 愛知県市町村教育委員会連合会定期総会・研修会	10 : 00 13 : 30	桃ヶ丘小学校 日進市民会館
7/3	金			
7/4	土			
7/5	日			
7/6	月	校長会議 学校訪問	9 : 30 13 : 30	勤労センター 桃陵中学校
7/7	火	愛日地方教育事務協議会	14 : 00	日進市民会館
7/8	水	学校給食献立作成委員会	15 : 00	北部学校給食センター
7/9	木			
7/10	金			
7/11	土			
7/12	日			
7/13	月	定例教育委員会	14 : 00	市役所301会議室
7/14	火			
7/15	水			

教育委員会 行事予定表

日	曜日	会議名等	時間	場所
7/16	木			
7/17	金	小中学校終業式 第一幼稚園終業式 教育振興基本計画推進会議	10:00	市役所大会議室
7/18	土			
7/19	日			
7/20	月	《海の日》		
7/21	火			
7/22	水			
7/23	木			
7/24	金			
7/25	土			
7/26	日			
7/27	月			
7/28	火	第41回小牧市・八雲町児童学習交流事業 夏季派遣（～7/31）		
7/29	水			
7/30	木			
7/31	金			

教育委員会 行事予定表

日	曜日	会議名等	時間	場所
8/1	土			
8/2	日			
8/3	月			
8/4	火			
8/5	水			
8/6	木	平和祈念式典		
8/7	金			
8/8	土			
8/9	日			
8/10	月	小中学校の行事・会議を組まない期間（～8/16）		
8/11	火	《山の日》		
8/12	水			
8/13	木			
8/14	金			
8/15	土			

教育委員会 行事予定表

日	曜日	会議名等	時間	場所
8/16	日			
8/17	月	定例教育委員会	14 : 00	市役所301会議室
8/18	火			
8/19	水			
8/20	木			
8/21	金	学校給食用物資選定委員会	15 : 00	北部学校給食センター
8/22	土			
8/23	日			
8/24	月			
8/25	火	[本会議]	10 : 00	議場
8/26	水			
8/27	木			
8/28	金			
8/29	土	アジア競技大会聖火リレー	9 : 00	パークアリーナ小牧
8/30	日			
8/31	月			

小牧市教員の多忙化解消推進委員会委員

任期 令和8年7月13日～令和9年3月31日

区 分	氏 名	備 考
学識経験者	東岡 博	名古屋経済大学
地域住民の代表	富田 賢史	小牧市区長会連合会長
小中学校の児童生徒の保護者の代表	松浦 一将（篠岡小）	小牧市小中学校PTA 連絡協議会 代表
	松岡 大輔（光ヶ丘小）	小牧市小中学校PTA 連絡協議会 代表
小中学校の地域コーディネーターの代表	光部 明美	北里中学校 地域コーディネーター
小中学校の校長の代表	櫻本 寛之	小牧中学校 校長
	鈴木 久代	米野小学校 校長
	辻ノ上 実友希	一色小学校 校長
小中学校の教員の代表	中本 道夫	小牧小学校 教頭
	滝藤 充宏	小牧南小学校 教諭
	井上 祥子	応時中学校 教諭

様式第 1

2026年 5 月 20 日

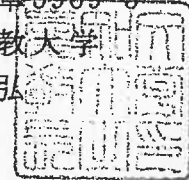
小牧市教育委員会



住所 小牧市大草5969-3

団体名 愛知文教大学

代表者 富田健弘



小牧市教育委員会名義使用申請書

下記のことについて、貴市教育委員会の名義使用を許可くださるよう申請します。

記

- 1 名 称 サマーカレッジ2026親子講座
- 2 目 的 親子での対話と体験活動を通じて「学びのタネ」を見つけ、これからの大きな学びを支える「探求の芽」を育む講座
- 3 内 容 サマーカレッジ2026親子講座参加者の募集
- 4 日 時 令和8年8月18日、19日
- 5 場 所 愛知文教大学
- 6 許可事項 (後援・推薦・協賛・共催) 小牧市教育委員会
- 7 入場券の販売方法及びその場所
講座当日愛知文教大学で受講料を納入
- 8 主催者の経歴 大学機関
- 9 既に受けている後援者名・推薦者名
春日井市教育委員会、中日新聞社 (申請中)
- 10 過去における主な後援者名・推薦者名 なし
- 11 その他 催物のチラシ
- 12 連絡先 〒485-0802 小牧市大草5969-3
愛知文教大学 電話 0568-78-2211
担当 奥村智子

知りたいが動き出す!
自由研究にそのまま使える!

主催 愛知文教大学 サテライトカレッジ
後援(申請中) 小牧市教育委員会
春日井市教育委員会
中日新聞社

サマーカレッジ2026 親子講座

時間:10:00~12:30(受付は9:30~) / 会場:愛知文教大学
定員:各講座20組(小学生と保護者) / 受講料:1組1,000円

親子で大発見!大学の先生と楽しむ「探究」のひとつ
大人だって、子どもだって、ワクワクしたい! みんなで一緒に「学びのたね」をみつけよう!
準備は不要!てぶらで来て 自由研究のヒントを丸ごと持って帰れる 特別な1日を一緒に過ごそう!

8/
18
(火)

なりきり!平安貴族体験
色と模様の
魔法をとときあかそう

講師 島山大二郎

平安時代のオシャレには、実は「身分」や「性格」がわかるヒミツがかくされているよ。本物のずっしり重い衣裳を着て、当時の貴族になりきってみよう! キミが選ぶ色には、どんなメッセージがこめられるかな?



8/
18
(火)

魔法の布「ふろしき」大変身!
自分だけの
オリジナルを作ろう

講師 奥村智子

たたの四角い布が、衣服になったり、バッグやリュックになったり、ときには防災グッズにも!? 変幻自在なふろしきのワザをマスターしよう。オリジナル風呂敷づくりに挑戦! さあ、どんな使い方を発想することができるかな?



8/
19
(水)

江戸時代のガイドブックを探検!
むかしの「カワイイ」
と町のナゾ

講師 内田吉哉

江戸時代の愛知(尾張)を紹介した、超くわしいイラスト付きのガイドブックを実際に手に取り、「ここ、知ってる!」や「えっ、こんなに面白いの?」を探索してみたいに見つけよう! 江戸の生活のどんな「カワイイ」が見つかるかな?



8/
19
(水)

時間どろぼうを捕まえる!?
太陽・砂・水でつくる
「時計の正体」

講師 中島淑子

時計がない時代。人はどうやって時間を決めていたんだろう? 太陽や水、砂を使って、自分たちの手で「時間」をはかる実験に挑戦! 親子で力を合わせて、当たり前の中にしずんでいる「時間のナゾ」をとときあかそう!



- ・受講料は当日現金にてお支払いいただきます。
- ・1組に子ども2名で申し込みの場合、2組分の受講料をお支払いください。
- ・未就学児の同伴はできません
- ・お申し込み後、メールにて受講票をお送りします。

<愛知文教大学までのアクセス>

- ◆ こまき巡回バス「こまくる」T2城山大草線、「文教大学前」で下車
- ◆ 東名高速道路「春日井IC」より国道19号を北へ約8分、「宮ノ上」の信号交差点を西へ約2分 無料駐車場 をご利用ください。

申し込みフォーム▶▶▶
先着順で定員になり次第締め切ります
7月6日(日)より申込み開始



愛知文教大学 小牧市大草5969-3
<https://www.abu.ac.jp/>

お問合せ 担当:奥村智子(okumura@abu.ac.jp)



新規

様式第1

2025⁶年3月31日

(宛先) 小牧市教育委員会

住所 [REDACTED]
 団体名 一般社団法人こころいき
 代表者 坂本 道徳

小牧市教育委員会名義使用申請書

下記のことについて、貴市教育委員会の名義使用を許可くださ
 るよう申請します。

記

- 1 名 称 小牧の七輪プレーパーク案内
- 2 目 的 家でも学校でもない第三の居場所が身近にある
環境を整え、こども達が沢山の経験・出会いの
機会を得ながら、感謝の気持ちを育む場とする。
- 3 内 容 小牧市内複数個所でプレーパークを開催する
- 4 日 時 各開催場所にて各曜日の15～17時頃
- 5 場 所 月曜日：大草会館近隣
火曜日：岩崎山公園
木曜日：八所社・熊野社合殿（小松寺横）
金曜日：小牧口駅前私有地
- 6 許可事項 (後援) 推薦・協賛・共催) 小牧市教育委員会
- 7 入場券の販売方法及びその場所 なし
- 8 主催者の経歴 別紙添付
- 9 既に受けている後援者名・推薦者名 なし
- 10 過去における主な後援者名・推薦者名 なし
- 11 その他 催物のパンフレット・チラシ等を添付
- 12 連絡先 [REDACTED]
[REDACTED]



小牧の七輪プレーパーク

プレーパークとは、何をしても良い、何をしなくても良い「冒険遊び場」です。いつもの公園や広場に、七輪で火を付けて、皆が持ってきた好きな物を焼いて食べたり、おしゃべりをしたり、遊んだりします。やりたい事があれば、私達こころいきが、出来る方法を一緒に考えて、応援します。自分達が居心地の良い場所を自分達の手で、一緒に作ろう！

- ・ R 5 年 9 月 開 始
- ・ 平均約25名参加
- ・ 最大57名参加
- ・ これからも継続！



【既に開催している、岩崎山プレーパークの様子】

R8年4月から、開催場所を計4ヶ所に増やし、各曜日に開催します!!

初めての
経験

初めての
出会い

地域・仲間と
つながる

失敗しても
いい

何もしなくて
もいい

やりたい事
ができる

曜日	時間	プレーパーク名称 (具体的な場所)	住所	Google マップ	駄菓子等 の販売	駐車場
月	15時 ～ 17時頃	八田川プレーパーク (大草会館)	大草中27		◎	◎
火		岩崎山プレーパーク (岩崎山公園[古墳前])	岩崎1345-68			◎
木		はちくまプレーパーク (八所社・熊野社合殿)	小松寺3丁目16		◎	◎
金		小牧口駅前プレーパーク (小牧口駅西側)	北外山787-1		◎	◎

※雨天中止

持ってこられる人は、七輪で焼いて食べたい物(生ものNG)を持参してね!手ぶらでもOK!

【私達「こころいき」がプレーパークを運営します】

【代表】
みっちー

【副代表】
ジョウジ

【副代表】
親方

【こどもたちへ】

楽しい場所、ほんと出来る場所、仲間が集まる場所は自分達で作ろう!!
一緒におもしろい事をしよう!!

【地域の大人へ】

私達だけでは、この活動は完結しません。皆さんからの応援、物資・資金・行動の支援が必要です!ご協力お願いします!



こころいきの
活動内容・質問等
はこちらから

本事業
の
主な
協賛者

このスペースに、協賛頂いている団体等のロゴ・名称掲載予定



様式第 1

令和 8 年 5 月 1 日

(宛先) 小牧市教育委員会

住所 小牧市文津天王塚 6 4 2 番地の 2
団体名 ダイキ精工株式会社
代表者 代表取締役 齋藤 宏和

小牧市教育委員会名義使用申請書

下記のことについて、貴市教育委員会の名義使用を許可くださ
るよう申請します。

記

- 1 名 称 ダイキ精工オープンファクトリー
- 2 目 的 ものづくりに興味関心を持ってもらうため
- 3 内 容 工場見学の募集
- 4 日 時 令和 8 年 7 月 1 8 日 (土)
- 5 場 所 ダイキ精工株式会社
- 6 許可事項 (後援・推薦・協賛・共催) 小牧市教育委員会
- 7 入場券の販売方法及びその場所 なし
- 8 主催者の経歴 昭和 4 8 年 2 月小牧市で金型メーカーとして
創業、現在に至る
- 9 既に受けている後援者名・推薦者名 なし
- 10 過去における主な後援者名・推薦者名 なし
- 11 その他 催物のパンフレット・チラシ等を添付
- 12 連絡先 〒485-0827 小牧市文津天王塚 6 4 2 番地の 2
ダイキ精工株式会社 電話 0568-72-8660

特別
企画

2026年 ダイキ精工 オープン ファクトリー

eスポーツ+リアル体験で学ぶ
未来を生き抜く力

asobiim
Presents

7月18日(土)10~12時

PICO PARK
Supported by Legame



eスポーツやゲームでコミュニケーション力アップ!

● リアル工場見学で社会のしくみやものづくりのおもしろさを学ぼう!

親子で夏の思い出を
作ろうよ

対象

小学1年生～中学3年生までの親子10組
(兄弟姉妹での参加可・応募多数の場合は抽選)

場所

ダイキ精工(株)
小牧市文津天王塚642-2
0568-72-8660 担当: 斎藤

費用

無料

(熱中症対策に飲み物は持参
してください)

お申込みはこちら
詳細はイベントページを
ご確認ください

QRコード